

在留期間更新手続きについて

在留期間更新は在留カードに記載されている**満了日の3カ月前から可能**です。満了日を1日でも過ぎると不法滞在となります。満了日までに必ず、ご自身で出入国在留管理庁（入国管理局）に行き、在留期間更新の申請をしなければなりません。皆さんが在留期間更新を申請するには、自分で用意する書類に加えて、大学が作成する書類が必要となります。

■注意■

- 立命館大学は、在留資格「留学」の申請書（所属機関等作成用）のみ発行します。
- 成績不良などの理由により、在留期間の更新が認められず、日本に滞在することができなくなる場合がありますのでご注意ください。
- 国際教育センターが作成する書類は、申込み受領後1週間程度（土・日・祝日を除く）で発行します。ただし、全学一斉休業期間の8月中旬や年末年始は、2～3週間かかります。

■更新手続きの流れ■

(1) BKC 国際教育センターへ申請書（所属機関等作成用）発行を依頼する。

提出資料 様式①～③をダウンロードし、パソコンで入力してください。

※各様式は、青色文字をクリックするとダウンロード可能です。

- [様式① 申込用紙](#)
- [様式② 在留期間更新許可申請書（申請人作成用）](#)
※申請書は3ページあります。記入見本は[こちら](#)です。
※国際教育センターで内容を確認後、修正が必要な場合はお知らせします。
[大学 RAINBOW メールを確認してください。](#)
- [様式③ 申請理由書](#) ※標準修業年限を超えている人のみ必要
- 在留カードの両面写真
- 学生証の両面写真

【FAQ ページ QR コード】



提出先 申請用 WEB ページから依頼してください。

https://global.support.ritsumeai.ac.jp/hc/ja/requests/new?ticket_form_id=360006867793

- 行いたい手続きで「1. 在留期間の更新」を選択し、必要事項を入力。
- 「添付ファイル」に提出資料を全て添付してください。

【申請用ページ QR コード】



(2) BKC 国際センターの窓口で「在留期間更新許可申請書（所属機関等作成用）」を受け取る。

次ページへつづく…「その他必要書類の準備」!



(3) 必要な書類をすべて揃えて、自分で入国管理局に行き在留期間更新申請をする。

なお、入国管理局の審査の過程で追加書類を求められる場合があります。

NO.	必要書類	備考
1	在留期間更新許可申請書（申請人等作成）	上記（1）で作成した書類 <u>自分で印刷し、署名・日付を記入する。</u>
2	在留期間更新許可申請書（所属機関等作成）	上記（2）で大学から受け取った書類
3	更新理由書（※1）	標準修業年限を超えた学生のみ必要です 上記（1）で自分が作成した書類
4	受講登録票/個人別時間割表のコピー	manaba+R 上の時間割表を印刷したもので可
5	在学証明書 1通	キャンパス内証明書自動発行機にて発行が可能
6	成績証明書（※2） 1通	
7	証明写真 1枚	縦4.0cm×横3.0cmで3ヶ月以内に撮影したもの
8	パスポート	原本の持参が必要です。
9	在留カード	

※1 標準修業年限を超えた学生のみ必要です。

対象者：学部生5回生（含む）以上 博士前期課程：M3（含む）以上、博士後期課程：D4（含む）以上

※2【新入生の場合】

本学入学前に所属していた日本語学校・高校・大学等より、以下3点を取り寄せてください。

①出席証明書 ②成績証明書 ③卒業証明書

①～③は必ず封筒に封入した状態で入国管理局へ提出してください。

【立命館大学の学内進学者の場合】

前年度までの、修業課程（学士/修士）の成績証明書を証明書自動発行機で発行してください。

(4) 入国管理局にて、新しいカードを受け取る。

▶ 受け取り時には、手数料4,000円（収入印紙）が必要です。収入印紙は入国管理局ビル内で購入可能。

▶ 資格外活動許可が必要な人は、改めて取得する必要があります。

(5) 申請用WEBページから新しい在留カードを提出する。

新しい在留カードを受け取ったらすぐに、申請用WEBページからカード両面の画像を提出してください。
提出は必須です。

※出入国在留管理局は、外国人留学生に対して所属している大学に最新の在留資格情報を提出することを義務づけています。

<在学証明書&成績証明書について>

<http://www.ritsumeai.ac.jp/infostudents/certificate/>

【BKCキャンパス内証明書発行機設置場所】

- ・プリズムハウス1階 学びステーション内
- ・セントラルアーク1階 学生オフィス前
- ・コアステーション1階

<大阪出入国管理局 大津出張所>

〒520-0044

滋賀県大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎6階

TEL:077-511-4231

受付時間：9～12時/13～16時（土・日、休日を除く）

交通機関：JR大津駅北口から徒歩2分